三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	鈴木　信治
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年七月一日

○関東地方整備局告示第三百二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
市川市二俣二丁目六三八番一三から船橋市海神町南一丁目一七五三番三まで	前	三〇・〇〇メートル	三一・五五キロメートル
	後	三〇・〇〇メートル	〇・四〇四キロメートル
	変更前	一八六・〇一メートル	〇・四〇四キロメートル
	後	敷地の幅員	延長

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○中国地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
津山市川崎字小代一七〇番一から同市川崎字小代一七六番二八まで	前	一四・〇〇メートル〜二八・〇〇メートル	〇・〇八一キロメートル
	後	一七・〇〇メートル〜三〇・〇〇メートル	〇・〇八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○北海道開発局告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月五日から一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

北海道開発局長　関　博之

一般国道三十八号	道路の位置	縦覧場所
	北海道十勝郡浦幌町字上厚内から同町字直別まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
	北海道十勝郡浦幌町字直別から釧路市音別町直別まで	〃
	釧路市音別町直別から同市音別町尺別まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
	釧路市音別町尺別から同市音別町音別原野西まで	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	